

○三島市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第15号

改正 平成12年3月30日条例第7号

平成12年12月15日条例第38号

平成15年3月7日条例第1号

平成26年2月24日条例第12号

平成29年2月24日条例第13号

平成30年3月28日条例第24号

令和元年6月21日条例第15号

三島市水道事業給水条例(昭和35年三島市条例第10号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 給水装置工事(第4条—第13条)

第3章 給水(第14条—第24条)

第4章 料金及び手数料(第25条—第37条)

第5章 管理(第38条—第43条)

第6章 補則(第44条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、三島市水道事業の料金、給水装置工事の費用の負担その他の供給条件及び給水の適正な保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水区域)

第2条 給水区域は、水道事業の事業計画に定められた区域(法第10条第2項において準用する法第7条第4項の規定により事業計画書に記載された給水区域をいう。)とする。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の3種とする。

(1) 専用給水装置(1戸又は1箇所専用する給水装置をいう。)

(2) 共用給水装置(2戸以上又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。以下同じ。)

(3) 私設消火栓(消防用に使用する私設の給水装置をいう。以下同じ。)

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 給水装置工事(法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)をしようとする者は、三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年三島市条例第23号)第4条に規定する上下水道事業の管理者の権限を行う市長(第42条及び第43条を除き、以下「市長」という。)の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する申込みをしようとする者に、利害関係人の承諾書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置工事の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、前条第1項の規定により給水装置工事を申し込んだ者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第6条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の規定による指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完成後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定等)

第7条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めたときは、配水管への取付口から量水器(水道メーターをいう。以下同じ。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費
- (5) 道路復旧費
- (6) 間接経費

2 前項各号に掲げるもののほか、当該給水装置工事に係るその他の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(工事費の予納)

第9条 市長に給水装置工事の施行を申し込む者(以下「申込者」という。)は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、当該工事完成後に精算する。

(工事費の分納)

第10条 前条第1項の工事費の概算額は、給水装置の新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、市長が定めるところにより、市長の承認を受けて、5箇月以内において、分納することができる。

(給水装置の所有権等)

第11条 市長が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権は、当該給水装置工事の工事費が完納になった時に当該申込者に帰属する。この場合において、工事費完納前の給水装置の保管責任は、申込者が負わなければならない。

(工事費が未納の場合の措置)

第12条 市長が施行した給水装置工事の工事費を申込者が期限(市長が指定した期限をいう。以下同じ。)までに納入しないときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により市長が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、当該申込者は、市長にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 市長は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意を得ずに、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 市長は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 市長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止により損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が給水区域内(給水区域外の市内を含む。以下この条において同じ。)に居住しないとき、又は市長が必要があると認めたときは、当該給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(給水量の計量等)

第18条 給水量は、市の量水器により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 量水器は、市長が給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

3 市長は、給水量を計量するため特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、受水槽から給水栓までの間に量水器を設置することができる。

(量水器の貸与等)

第19条 量水器は、給水装置の所有者に貸与し、水道の使用者、管理人又は給水装置の所有者若しくはその代理人(以下「水道使用者等」という。)がこれを保管する。

2 前項の規定により量水器を保管する者(次項において「保管者」という。)は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理しなければならない。

3 保管者が前項に規定する管理義務を怠ったために、量水器を亡失し、又は損傷したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(水道使用者等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を休止し、又は廃止するとき。

(2) 消防演習のために私設消火栓を使用するとき。

(3) 工事その他の理由により、臨時に水道を使用するとき。

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用者に変更があったとき、又はその氏名若しくは住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 管理人又は代理人に変更があったとき、若しくはその住所に変更があったとき。

(4) 共用給水装置の使用に異動があったとき。

(5) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、市長の指定する市職員が立ち会うものとする。

(水道使用者等の管理責任等)

第23条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があった場合において、水の汚染又は漏水を防止するため必要があると認めたときは、市長は、当該給水装置の修繕を施行するものとする。

3 前項の修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

4 第1項に規定する管理義務を怠ったために生じた損害については、水道使用者等がその責めを負う。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 市長は、給水装置及び供給する水の水質について、水道使用者等から請求があった

ときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

(貯水槽水道の管理等)

第24条の2 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。

第24条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者に係る当該簡易専用水道の管理の基準及び管理の状況に関する検査については、法第34条の2に定めるところによる。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長の定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置により水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、別表第1の基本料金と従量料金との合計額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(料金の算定)

第27条 料金は、検針日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。以下同じ。)に量水器の検針を行い、計量した使用水量をもってその日の属する月と前月の2箇月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、検針日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定することができる。

(1) 量水器に異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(共用給水装置の水量の認定)

第29条 共用給水装置の水量は、各戸又は各箇所均等とみなす。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その水量を認定することができる。

(料金算定の特例)

第30条 使用者が、検針日から次の検針日までの中途において、水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合において、その使用水量が20立方メートルに満たないときの料金は、第26条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 使用水量が5立方メートル未満のとき 基本料金に4分の1を乗じて得た額
- (2) 使用水量が5立方メートル以上10立方メートル未満のとき 基本料金に4分の2を乗じて得た額
- (3) 使用水量が10立方メートル以上15立方メートル未満のとき 基本料金に4分の3を乗じて得た額
- (4) 使用水量が15立方メートル以上のとき 基本料金の額

(無届使用に対する認定)

第31条 前使用者の給水装置を市長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により臨時に水道を使用しようとする者は、当該申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、その使用を終了する旨の届出があったときに精算する。この場合において、届出がないときは、その使用が終了の状態にあると市長が認めたときに、これを精算する。

(料金の徴収方法等)

第33条 料金は、納入通知書により隔月徴収する。

2 第30条の規定により、検針日から次の検針日までの中途において、水道の使用を休止し、又は廃止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第34条 手数料は、別表第2に定めるところにより、申込者から申込みの際、徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認めたときは、その申込後、これを徴収することがで

きる。

(水道加入金)

第35条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者は、別表第3の左欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額の水道加入金(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。この場合において、改造をする場合の加入金の額は、改造後の量水器の口径に応ずる加入金の額と改造前の量水器の口径に応ずる加入金の額の差額とする。

2 前項の加入金は、工事の申込みの承認の際、納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、工事申込みの承認後、納入することができる。

3 既納の加入金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第36条 削除

(料金等の減免)

第37条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第38条 市長は、管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要した費用は、措置を受けた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する確認に要する費用については、当該申込者の負担とする。

(給水の停止)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第23条第2項の修繕に要する費用、第26条の料金又は第34条の手数料を期限までに納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第27条の規定による使用水量の計量又は第38条第1項の規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、3箇月以上所在が不明で、かつ、その給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来、使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第42条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条第1項の承認を受けずに給水装置工事を行った者
- (2) 正当な理由がなく第18条第2項の規定による量水器の設置、第27条の規定による使用水量の計量、第38条第1項の規定による検査又は第40条の規定による給水の停止を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第23条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第43条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第26条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申込みがあった給水装置工事の検査に係る手数料の額は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に選定されている総代人である者は、改正後の第17条の規定による管理人とみなす。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(三島市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第26条並びに第30条第1項及び第2項の規定は、平成26年6月1日以後に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に申込みを受けた給水の再開に係る手数料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に申込みを受けた給水装置工事に係る水道加入金については、改正後の第35条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に市の給水に関する協議又は給水の申込みを受けた分譲宅地の造成に係る開発負担金については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の規定は、この条例の施行の日以後最初の検針日以後に行われる届出について適用し、同日前に行われた届出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第26条、第28条、第30条及び別表第1の規定は、平成29年12月1日以後に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前に支払いを受ける権利が確定する水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日前に市の給水に関する協議又は給水の申込みを受けた分譲宅地の造成に係る開発負担金については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定並びに第39条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前から継続している水道の使用で令和元年12月1日前に支払いを受ける権利が確定するものに係る水道料金の額については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に申込みを受けた給水の再開に係る手数料の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に申込みを受けた給水装置工事に係る水道加入金の額については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第26条関係)

区分	量水器の口径	使用水量	料金
基本料金 (2箇月に つき)	13ミリメートルから25ミ リメートルまで	20立方メートルまで	1,881円
	30ミリメートルから50ミ リメートルまで	20立方メートルまで	2,959円

	リメートルまで		
	75ミリメートル以上	20立方メートルまで	10,527円
従量料金 (1立方メートルにつき)		20立方メートルを超え40立方メートルまで	125円40銭
		40立方メートルを超え100立方メートルまで	140円80銭
		100立方メートルを超え200立方メートルまで	147円40銭
		200立方メートルを超える分	155円10銭

別表第2(第34条関係)

手数料の区分	手数料の額
指定給水装置工事事業者の指定	1件につき15,000円
給水装置工事の検査	1件につき4,100円
給水の再開	1回につき1,100円
水道の使用に関する証明	1通につき200円
指定給水装置工事事業者証の再交付	1件につき1,000円

別表第3(第35条関係)

量水器の口径	加入金の額
13ミリメートル	66,000円
20ミリメートル	107,800円
25ミリメートル	194,700円
30ミリメートル	314,600円
40ミリメートル	672,100円
50ミリメートル	1,208,900円
75ミリメートル	3,500,200円
100ミリメートル以上	市長が定める額